

人権文化センター（3施設 くらんど、まいたに、ひらい）の目的と運営費用・財源・管理方法

総務部くらんど人権文化センター
総務部まいたに人権文化センター
総務部ひらい人権文化センター

人権文化センター（3施設）

（1）施設の目的

基本的人権尊重の精神に基づき、全ての人びと人権が保障され、互いに尊び合うことのできる人権文化の創造と推進を図るため、宝塚市立人権文化センターを設置しています。

（根拠条例）宝塚市立人権文化センター条例

宝塚市立条人権文化センター条例施行規則

（2）運営費用・財源

3施設とも、利用者からの使用料収入及び実施事業に伴う参加費並びに講座受講料、隣保館運営事業補助金（兵庫県から交付）を財源として運営費用に充当し運営しています。

運営に係る費用としては、施設管理委託料、清掃業務委託料、窓口相談業務委託料、光熱水費、講師謝礼費、消耗品費などがあり、上記の財源から支出しています。

（3）管理方法

市による直営管理（平日夜間及び土曜日は委託）